

高圧ガスの販売を開始される販売所の方へ

□高圧ガス販売事業の届出が不要な販売所について

■法第5条第1項第1号に規定する第1種製造者が、その事業所内で高圧ガスを販売するとき	
■医療用の高圧ガス（在宅酸素除く。）	
■内容積 300 ml以下の容器内における高圧ガス、 かつ 35℃において 20Mpa 以下の高圧ガスを販売するとき	かつ、貯蔵量が 常時 5 m ³ 未満の 販売所で販売す るとき
■消火器内における高圧ガスを販売するとき	
■内容積 1.2L 以下の容器内における液化フルオロカーบอนを 販売するとき	
■自動車又はその部分品内の高圧ガスを販売するとき	
■緩衝装置内における高圧ガスを販売するとき	

□容器置場を設ける販売所について

- ・販売に供する高圧ガスの貯蔵量が 300 m³（液化ガスの場合は 3,000kg）を超えると貯蔵所としての届出が別途必要となります。
- ・販売する高圧ガスの貯蔵量が 0.15 m³以上から貯蔵の技術上の基準の遵守が必要となります。

□高圧ガス販売事業の届出に必要な書類（各 1 部）

1. 高圧ガス販売事業届
（各省令様式 大阪市消防局ホームページよりダウンロード可）
2. 高圧ガス販売計画書
3. 販売先保安台帳
4. 容器授受記録簿
5. 容器置場の図面（容器置場を設ける場合）
6. 法人の登記事項証明証又は住民票の写し
7. その他審査に必要となる図書

□販売主任者の選任

- ・販売する高圧ガスの種類により、販売所ごとに高圧ガス販売主任者の選任が必要となります。また選任については下表 1 の免状の種類のうち 1 の免状が必要で、かつ下表 2 の販売所の区分に応じた 1 種類以上の高圧ガスの取扱いが 6 ヶ月以上の実務経験を

有する方から選任されなければなりません。また、既に届出済みの販売所内で人事異動等による高圧ガス販売主任者の選解や解任が生じた場合も同様の手続きをお願いいたします。

表 1（免状の種類）

甲種化学責任者免状	乙種化学責任者免状	甲種機械責任者免状
乙種機械責任者免状		
第 1 種販売主任者免状（液化石油ガスを販売する場合は第 2 種販売者免状）		

表 2（販売所の区分）

販売所の区分	実務経験を要するガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン
アセチレン、アンモニア、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素、メタン	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン、硫化水素
アセチレン、水素、メタン	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン、メチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル、ホスゲン
酸素	酸素

□高圧ガス販売主任者届に必要な書類（各 1 部）

1. 高圧ガス販売主任者届
（各省令様式 大阪市消防局ホームページよりダウンロード可）
2. 実務経験証明書